

新居地区住民自治協議会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 住民相互の連携を深め、住民の創意工夫と責任のもと、住み良い新居地区を形成していくことを目的とする。

(名称)

第2条 この会を新居地区住民自治協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所の位置)

第3条 協議会の事務処理を行うため、事務局を次のとおり置く。

伊賀市西高倉4644番地の2 新居地区市民センター内

(活動の範囲)

第4条 協議会の活動範囲は、新居地区内とする。ただし、他の協議会と協力・連携し活動する場合は、この限りでない。

(事業)

第5条 協議会は、第1条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1) 広報活動
- (2) 自治会活動の振興
- (3) 健康・福祉活動
- (4) 環境保全活動
- (5) 防災・安全活動
- (6) 教育・文化・スポーツ活動
- (7) 産業振興活動
- (8) 交流活動
- (9) その他目的達成のために必要な事業

第2章 組織

(会員)

第6条 協議会の会員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 新居地区に居住する住民及びその世帯
- (2) 新居地区に所在する法人及び法人の出張所又は事業所
- (3) 新居地区に居住する住民で構成する区又は自治会、団体

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

会	長	1名
副	会 長	若干名
会	計	1名
監	事	2名
部	会 長	6名
事	務 局 長	1名

- 2 会長、副会長、監事は、総会において選出する。
- 3 会計及び事務局長は、総会の同意を得て会長が任命する。
- 4 部会長は、各部会において選出する。

(役員の仕事)

第8条 協議会の役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その仕事を代行する。
- (3) 会計は、協議会の会計事務を処理する。
- (4) 監事は、協議会の会計及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告を行う。
- (5) 部会長は、第5条に掲げる事業の執行を統括し、部会間に係わる事業の調整を行う。
- (6) 事務局長は、協議会事務を総括する。

(役員の仕事)

第9条 前条の役員の仕事は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選出された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

第3章 会議

(会議)

第10条 協議会の会議は、総会、役員会及び実行委員会(部会を含む)(以下「会議」という。)とする。

(会議の開催及び運営)

第11条 会議は過半数以上の委員の出席がなければ開催できない。

- 2 会議は原則公開とする。
- 3 会議を開催するにあたっては、開催日時、場所、議題について、事前に周知することを原則とする。
- 4 会議の議長は、役員会にあつては会長が議長となり、実行委員会(部会を含む)にあつては部会長が議長となる。部会長に事故あるときは、副部会長が議長となる。
- 5 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(総会)

第12条 総会は、役員及び実行委員会（部会員）をもって開催する。

2 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、又は実行委員（部会員）の3分の1以上の請求があった場合は、臨時総会を開催することができる。

3 総会は会長が招集する。

4 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。

5 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 新居地区まちづくり計画

(2) 会長、副会長、監事の選出及び会計、事務局長の任命同意

(3) 協議会の事業計画、予算、決算に関すること

(4) その他、重要事項に関すること

(役員会)

第13条 役員会は、監事を除く役員の出席をもって開催する。ただし、会長が必要と認めた場合は、監事又は役員以外の者を出席させ意見を求めることができる。

2 役員会は、総会に於いて諮るべき事項、及び協議会の運営に関する事項を協議立案する。

3 役員会は、会長が招集する。

4 会長は、必要があると認めた場合、役員以外の者を出席させ意見を求めることができる。

(実行委員会)

第14条 総会で決定された方針に基づき施策を実施するため、実行委員会を置く。

2 実行委員会に次の部会を置く。

(1) 自治会部会

(2) 広報部会

(3) 健康・福祉部会

(4) スポーツ部会

(5) 生活・環境部会

(6) 教育・文化部会

(7) 産業振興部会

3 部会員は、別に定める規則に基づき会長が選任する。

4 部会には、部会長及び副部会長を置く。

5 部会長及び副部会長は、部会員の中から選出する。

6 部会長は、部会を代表し会務を総括する。

7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。

8 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(部会間の調整)

第 15 条 部会間の調整は第 8 条第 5 号の規定によるが、調整が困難な場合は役員会がこれに当る。

第 4 章 財務

(会計)

第 16 条 協議会の運営等に要する経費は、会費、補助金、委託料及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(会費)

第 17 条 会費は、一戸当たり年額 700 円とする。

第 5 章 その他

(規約の変更)

第 18 条 この規約を改正しようとするときは、総会において出席者の過半数の同意を得なければならない。

(解散)

第 19 条 協議会の解散については、総会において出席者の 4 分の 3 以上の賛成を得なければならない。

(規則等への委任)

第 20 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附 則

1 この規約は、平成 17 年 4 月 10 日から施行する。

2 役員任期は、平成 17 年度に限り平成 18 年 3 月 31 日までとする。

3 この規約は、平成 23 年 5 月 15 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日に遡及適用する。

新居地区住民自治協議会規約